

官民競争入札等監理委員会
統計部会
第2回議事録

内閣府官民競争入札等監理事務局

第 2 回 官民競争入札等監理委員会 統計部会 議事次第

日時:平成 18 年 9 月 21 日(木) 10:00~12:05

場所:永田町合同庁舎 2 階共用第 2 会議室

- 1 開 会
- 2 総務省統計局からのヒアリング
- 3 総務省統計センターの業務についてのヒアリング
- 4 その他
- 5 閉 会

齊藤部会長 定刻となりましたので、第2回「統計部会」を始めさせていただきます。
議事に入る前に、監理委員会事務局の人事異動がございましたので、事務局から御報告をお願いいたします。

熊埜御堂参事官 9月11日付で事務局の人事異動がございましたので、御報告させていただきます。

前事務局長河幹夫が内閣審議官に昇格いたしまして、後任の事務局長として新たに福下雄二が着任いたしました。御紹介させていただきます。

福下事務局長 9月11日付で新しく事務局長に就任いたしました福下でございます。委員の先生方、お世話になりますが、よろしくをお願いいたします。

齊藤部会長 それでは、本日は、まず、総務省統計局から総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けた計画案の検討状況についてのヒアリングを行いたいと思います。

総務省統計局の飯島調査企画課長より、よろしくお願い申し上げます。大体20分ぐらいで御説明いただきたいと思います。

飯島課長 それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

まず資料「委員限り-1」という3枚のペーパーがございます。これが9月末までに策定したいと考えております民間開放に向けての計画、現在調整中の段階の案文でございます。

前回の部会におきまして、同じく委員限りで計画に盛り込む事項のイメージというスケルトンのものを説明させていただきましたが、基本的には内容、構成、その文章を膨らませたという形で、現在、案として考えているものでございます。少し前回の点と重なる点もあるかと思いますが、これにつきまして説明させていただきたいと思っております。

まず「I 基本的な考え方」とございます。ここでは、民間開放を進めていくことが統計行政の将来の発展にもプラスになるというようなことを書いております。最初のところは、簡素で効率的な政府の実現、これは国全体の喫緊の課題であるということで、統計行政の分野でも、厳しい行財政事情の下で、一方で新たな統計の整備と諸課題に対応していく必要があるということで、業務の効率化とか、統計の質の維持向上を図っていく上で、民間事業者の創意工夫を活用するというのは重要な課題であると考えておきまして、民間開放に関する取組を今後の統計の信頼性確保、それから民間事業者を活用する枠組み構築ということで進めていくことが将来的な統計行政の発展に寄与するものであると考えているという記述をしております。

そのために、統計の正確性・信頼性の確保、あるいは調査対象となる国民や企業の秘密保護を前提として、総務省所管の指定統計調査に関連する業務について、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放、これは積極的に推進していきたいというのが基本的な考え方でございます。

この計画の性格ですけれども「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」に基づ

いて、総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けた、調査実施者としての総務省の取組方針を現時点で整理していくという観点で策定するものという性格づけと考えております。

11の次のセクションが具体的な調査実施にかかわる業務の民間開放について書いてある部分でございますが、大きく2つに分けてございまして、最初のところが、国直轄調査、これは総務省では、科学技術研究調査1つだけですけれども、これにつきましては、以下のとおり民間開放を進めていく。

この調査は郵送でやっておりますけれども、～まででございます。最初の ですが、平成17年度中に入札を実施して、次回の平成19年の調査が民間委託を開始する。

対象とする業務ですが、調査票の送付・回収（督促）、それから客体からの照会対応といったものが対象になります。

契約ですが、平成19年度は単年度の計画といたしまして、平成20年度以降は、19年度の実施状況も踏まえてまた検討するという形にできればと思っております。

「2. 地方公共団体に実地調査を委託している調査」ということで、総務省所管の科学技術研究調査以外、例えば個人企業経済調査というものも含めて、すべてこれに該当するわけですけれども、それについての現時点の考え方と、それに基づく具体的措置ということとでまとめてございます。

次のページに行きますけれども、まず「(1) 考え方」ということで「 当面の民間開放の推進方策」と書いてございます。これは、基本的には現在、各地方公共団体で法定受託事務として実地調査を実施していただいておりますけれども、その枠組みは踏襲した上で、民間開放を推進していくことが適当であるという書き振りにしてございます。

上の方から、まず、総務省所管の指定統計調査、これは一部の例外を除いて全国にくまなく大規模に実施するという調査でございまして、こういう指定統計調査について全国規模で一律に民間開放を実施するとした場合には、今、法定受託事務として地方公共団体に委託しているわけですが、この事務を国の直接執行事務に位置づけ直す措置が必要になりますけれども、そういう措置をするためには、全国を通じて調査を適切に行い得る民間事業者が安定的に存在することが前提でありまして、そうでないと、調査自体ができなくなるおそれがあるという問題がございまして。

これに対して調査業務にかかわる民間事業者の現状は、現時点では業界団体等からのヒアリング結果などによりますと、調査員の数等の面から見て、その指定統計調査を全国規模で確実に実施できる状況には、まだ必ずしもないということで、ただ、ヒアリングの内容の中でも、あるいは現在行っております試験調査への応札の状況などから見ますと、統計調査に参加意欲のある民間事業者、これは東京に限らず、地方も含めて存在しているということで、規模を限定すれば、実地調査に関する業務を民間事業者に委託することはできるのではないかと考えてございまして、そういう状況を踏まえまして、現時点では地域単位で民間開放が可能となるような形、地方公共団体が法定受託事務として実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していくことが適当であろうと考えており

まして、これによって、民間事業者が少しずつでも実地調査にかかわっていく機会をつくり出していくことが適当であろうという考え方で書いております。

「 国として講ずべき措置」ですが、こういう形で進めていく場合、各地方公共団体の主体的判断で民間開放が実施されることになりましてけれども、国としては、地方公共団体における民間開放の取組を平成 19 年度から可能とするための環境整備を行うことが必要になってまいります。

ですが、これは業務内容等を固めた上で検討を要する統計調査ということで、2 つだけ挙げてございます。

国勢調査につきましては、昨年の国勢調査の実施上の問題を踏まえまして、統計局におきまして、国勢調査の実施に関する有識者懇談会というのを開催いたしまして、今年の 7 月にその報告を受けたところでございます。

その中で、調査報告の大幅な変更というのが、それを踏まえて今後予定されておりました、国や地方公共団体での業務内容、これから試験調査の結果などを踏まえながら具体化していくこととしております。

もう一つ、今後新たに新設される予定の経済センサスでございますが、これは骨太の方針 2005、昨年 6 月の閣議決定等に基づいて、これを創設していくということで準備を進めておりますけれども、これにつきましては、現在、まず最初に 21 年の調査実施に向けて、調査方法の具体化に向けた検討が現在進められているという状況でございます。これら 2 つについては、まだ調査の具体的な中身が固まっていないということで、見直しとか、企画の方向性を固めた上で、調査実施も前々年度中には民間開放の方針を検討して結論を得ていきたいと考えております。

次に「(2) 環境整備等の具体的措置の内容」です。国で行う環境整備ですけれども、まず「 概要及びスケジュール」と書いてございます。

時期的には 19 年度から、地方公共団体において民間開放に係る入札を実施して、民間開放を開始できるようにするために、必要な関係の政省令・要綱といったものについて調査時期の到来に応じて順次改正していくこととしております。

併せまして、地方公共団体で民間開放の取組を促進するための措置についても検討していきたいと思っております。

もう一つ、統計の正確性の確保とか、あるいは調査対象となる国民や企業からの信頼を維持する、あるいは国民や企業の秘密保護を確実なものとするために、民間開放をする際の基準とか条件、例えば業者の資格要件、入札の基準、契約の内容、モニタリングといったものについて法定受託事務の処理基準という形で調査ごとにあらかじめ地方公共団体に提示をしていくということも併せてしてまいりたいと思っております。

平成 19 年度から入札と書いてございますが、当面平成 19 年度に、5 年に一度の調査が幾つかございまして、就業構造基本調査と全国物価統計調査等、これは平成 19 年度秋に実際の調査が行われる 5 年に一度の調査ですけれども、これについて民間開放できるような

環境を整えていくために、まず、非常に期間的には厳しいところがございますけれども、まず、その民間開放が当面の課題というか、環境整備の最初にやっていくべきものになるうかと思えます。

「対象業務」ということで書いてございますが、これは調査員が行う調査票の配付や取集や照会対応、調査員の指導、調査区の確認等の業務となります。

「調査の流れに応じた民間開放の在り方」とございますが、これは、今、法定受託事務で調査実施をしておりますけれども、2種類のパターンがありまして、都道府県が直接統計調査員を指導するケースと、それから規模の大きい調査ですと、市区町村が統計調査員を指導するケースがございます。

都道府県が直接指導する場合は、実施を希望する都道府県が民間開放を実施する。それから市区町村を経由する場合は、民間開放の実施を規模する市区町村が都道府県の同意を得て実施する形になるうかと思えます。

に小さい字で書いてございますが、市区町村経由の調査の場合、実際の統計の業務というのは、都道府県が担当する部分、それから市区町村が担当する部分と分担されておりまして、例えば調査員の設置というのは、都道府県の事務に整理されているというような状況がございますので、民間開放の実施を希望する市区町村が都道府県の同意を得て、現在、都道府県が持っている調査員設置の事務のようなものを都道府県から市区町村に委託をしてもらうような形で民間開放を進める必要があるうかと思えます。

以上が、統計調査業務の民間開放の現時点での考え方、スケジュール等ですが、最後のところに書いてございますけれども、こういった考え方、あるいは環境整備の具体的措置の内容につきましては、この計画に対して、今後地方公共団体から寄せられる意見とか、あるいは現在まだ実施中の試験調査の結果などを踏まえまして、関係府省とも連携しながら、今年度末までに必要な見直し、あるいは更なる具体化を図ってまいりたいと考えております。

特に地方公共団体からの御意見は、まだ現時点では十分にお聞きできていない状況でございますので、現時点で私ども実施側の総務省の考え方をまとめたという形で、これからその辺りは十分に相談をしてみたいと思っております。

次に「委員限り資料・2」ということで「計画策定後のスケジュール(未定稿)」。今、申しましたようなものを少し表に落としたものでございまして、科学技術研究調査につきましては、早速準備を進めまして来年の5月の調査に間に合うように、今年度中に入札を行うというふうに準備をしてみたいと思っております。

それから、地方公共団体に実施調査を委託している調査につきましては、まず、就業構造基本調査、全国物価統計調査等につきましては、今年度内に環境整備を整えて来年度早々から地方公共団体に入札していただけるような準備を進めていきたいと思っております。

併せて年度内に、今、統計局で開催しております研究会の方で、また試験調査などの実施状況などを踏まえて報告書を取りまとめていきたいと考えています。

また、その他の調査の民間開放につきましても、順次環境整備等を検討実施をしていきたいと思っています。

資料1でございますが、「法定受託事務として地方公共団体が実施している事務の現状（実査の流れと予算額）」、上の方の「実査の流れ」は前回の研究会でも資料としてお出ししてございますが、その下に予算額というのを付けてございます。資料1の「都道府県経由で実施している場合」というのは、個人企業経済調査の場合を入れてございますが、そこにありますように、総予算額2億141万円のうち地方公共団体の委託費として1億9,121万円を出している。そのほとんどが調査員報酬等ということになっています。

次のページが市区町村経由で実施しているものですが、これは14年の就業構造基本調査の場合ですが、トータル23億877万円のうち、地方に21億5,329万円を委託費として支出している状況です。やはり調査員報酬がかなりの部分を占めております。

あとは、参考として付けさせていただいておりますが、参考1が総務省所管の指定統計調査、すべての調査につきましても予算額の一覧ということで付けさせていただきました。

参考の2ですが、これは都道府県に委託費という形で統計専任職員の人件費を流しておりますけれども、現在の状況を表にしたものでございます。

以上、統計調査の関係の資料の説明とさせていただきます。最初の計画につきましても、9月末までにこの策定をさせていただいて、また今後関係のところとも十分協議をしながらこれを充実していきたいと考えております。

以上です。

斉藤部会長 ありがとうございます。それでは、先生方から御意見をお願いいたします。

どうぞ。

廣松専門委員 まず、単純な質問ですが、前回御説明いただいたときには、個人企業経済調査に関して試験調査を別になさっているということを伺いました。今日の資料で、それに関しては何も触れていないんですが、個人企業経済調査の方も当然この計画案の中に入っているということによろしいのでしょうか。

飯島課長 はい。個人企業経済調査についても民間開放ということで考えております。やり方といたしましては、ここにほかの調査も含めて同じ形で環境整備ということで書いてございますけれども、同様の形で、現在、個人企業経済調査についても考えているという状況でございます。

今、試験調査の方が、2期連続の四半期で調査をしております、7月から9月の四半期の調査が進んでおまして、この結果が、おそらく11月ぐらいには中間的なものが見えてくるかと思えます。最終的なものは、また10月から12月期の結果も含めて出てまいりますけれども、そういうのも参考にしながら、これも19年度に環境整備できるように進めてまいりたいと思っています。

斉藤部会長 佐々木さんどうぞ。

佐々木専門委員 今日御説明で民間に開放する部分というのが、調査員さんのお仕事を、まさにそこだけというか、そこに絞られているというのが、今日初めてわかったという状況なのですけれども、少し懸け離れるかもしれませんが、今、統計調査の現場等では、調査員さんの確保、ちょっと言葉は悪いですけれども、今の調査環境での調査活動をする上での能力がある調査員さんといえば、質向上といわれていますけれども、やはり研修等をして、そういうものをした調査員さんの確保というのが、現場で一番の悩みの種というところなのです。

一方で、確かに調査員さんの確保が難しいから、ほかの手立てを何とか考えていただけないかということで、地方公共団体からも統計局の方にいろいろお話があったと思います。

一方で、確かに任命等は市町村、都道府県の事業でございますけれども、そういった調査員の確保対策という根底のところは国の事業だと思っております。その部分の事業は全然拡大せずに縮小ばかりですけれども、そういったところでも、そもそもの統計の正確性と質の確保というところで、今、調査員調査というのが前提ですけれども、最前線におられる調査員さんの確保として能力向上というものについて、どのようにお考えなのかなというのが、多分地方公共団体が不信になるところだと思います。

要は、ずっと諸々の調査をしながら、そういう調査のノウハウを習得しているわけなのです。ただ、高齢化してそういうノウハウが少なくなって、そういった能力のある調査員さん、また環境が難しいから調査員さんの成り手がないというのがございますけれども、そういった部分を、この調査の方がぼんと投げるといった調査員調査というのを前提として永遠に続けていくとすれば、そういった土台が崩れるなというのは感じました。

ちょっと長くなって申し訳ございませんが、法定受託事務といえども、調査員調査の調査員さんの報酬、調査区の数等ですごく縛られてしまっております。前回の国勢調査等でも封入方式等もいろいろございましたけれども、A調査員さんはぼあんとしながら仕事をして5万円ほどもらえる。片やB調査員さんは、もう新しい住居が建って、50以上回らなければいけない。特に、またいろいろ注文、または問答をしなければいけない。くたくたになっても5万円だというようなところがございます。

そういうところで、市町村の方は何とかそういった方への傾斜配分というのはできないかと、いろいろと陳情もしましたけれども、無理だと、全国一律だからだめだということで、調査員さんの中身はそういう不平不満もありますし、一方では、おっしゃるように、同じ仕事の決まったことをしているのだから、同じ金額だというのが出てくると思います。確かに全国一律の企業がなくて無理だから地方というところでございますけれども、地方それぞれの場で、右のところはこれだけ回って5万円、民間ですからこれだけ回って3万円というところで、また質の向上確保にとらわれますけれども、そこら辺が、はてなという感じになっているところで、特に調査員さんの質の向上という言葉が悪いのですけれども、能力を高めていくということについて新しく経済センサスを導入されま

そういう状態の中で、調査員さんの確保と、能力アップというのはどう考えられているのかなというのが統計調査の質を向上して正確性確保という観点から疑問に思いました。

斉藤部会長 どうぞ。

飯島課長 御指摘の点、大変、大切なポイントだと思っております、調査員の確保がそれぞれの地方公共団体で非常に御苦労いただいているという状況の中で、調査をしていただいている調査員の方の能力向上も大変重要なことだと思っております、今、予算的には拡大がなかなかできていませんけれども、登録調査員という形で確保対策をいろいろ努力はしてきたところでございます。

ある意味、統計調査をそれぞれのところで支えていただいている方々を今後も民間開放というのが進められた中でどうやって活用していくかというのは、我々の方も真剣に考えていかなければいけないものだと思っております、その辺につきましては、今後、地方公共団体の御意見も伺いながら十分に検討していきたいと思っております。

ただ、やはり民間会社、民間の事業者を活用することによって、今まで開拓できなかったところから調査員を確保するというのも、ある場合は可能になるのかなという気もしておりますし、また、それぞれの調査会社の方で調査員に対する研修というのはいろいろ工夫されているということも伺っておりますので、そういう民間事業者の方のいろいろな創意工夫も活用させていただいて、また、そういう工夫が私どもとしても参考になる部分が出てくると思いますので、それらは全国的にほかの地区についても活用して、よりよい研修といいますか、能力向上のやり方というのを検討していけるのではないかと考えております。

それから、今、登録調査員でいろいろ活躍していただいている方々は、民間開放の中でどうやって活躍していただけるかも十分に考えていきたいと思っております。

小幡部会長代理 今回の質問と関連いたしますが、そもそも指定統計調査というのは、もともと機関委任事務だったものが法定受託事務になったということで、ただ、正確には地方の事務になっておるのでございますが、自治体の方のお話では、やり方は詳細に全部定めて、多分、地方の側はそのままやらなければならないという形で、おそらく全く自由がないという形の法定受託事務でやっている。ただ、それが地方の事務になっている状態だと思います。

今度はそれを民間開放するということに、今、資格要件とか、入札の基準、契約内容、モニタリング方法等、処理基準でいろいろと提示するというふうなお話ですが、今と全く同じようなことで全部やり方まで定めると、民間はおそらく何の創意工夫もありませんし、何の自由もないということになります。

それで、トータルコストとして本当にどうなるのか。今、自治体は言われるまま、こうやらなければならないということで、おそらく現場ではいろいろ不満もおありだろうかもしれませんが、そのとおりにやらなければならないということでやっている。

そのままの状態で開催するといったら、入札とかいろいろ手間暇だけ自治体にかかりま

すが、本当にコスト削減になるのかという感じがありまして、そうなると、やはり調査手法とかそういうことまで含めて、本来は民間開放というふうを考える場合には、勿論、質の確保というのはわかりますが、今までのやり方についてもいろいろ現場での不満等もあったようでございますので、そこら辺も踏まえて考えていかないと、何のための民間開放か、総コストの問題がどうなるのかという疑問としてあるわけです。

法定受託事務でございますから、この県は、多分、来るだろう、民間業者があるだろうということで、それでは入札をしよう。それは基本的に、自治体にそれぞれ任せるといふふうなおつもりなのかということをお伺いしたいのです。

飯島課長 まず、最初の御質問、創意工夫といいますが、やり方をどこまで細かく決めて、あるいはそのコストがどうなるかという御質問ですが、その前の佐々木先生の御意見のところにもつながるのですが、例えば今ですと、調査員報酬をきちんと額を決めてやっているわけですが、おそらく民間委託の場合は、その制約はかなり柔軟な形になると思いますし、今、いろいろ細かく規定している中で、民間事業者の創意工夫がある程度反映できる仕事も出てくるかと思っています。

例えば、今、調査客体に対して記入のお礼をお渡ししているんですけども、ある程度の金額になると現金で渡さなければいけないのですが、なかなか役所の場合、現金をそのまま渡すとまずい、あるいは金券も使いづらいとかがあるのですけれども、その辺り、民間事業者ですともう少し自由に使うこともできますし、ある程度の創意工夫をしていただける。そういうような入札の契約内容になるのではないかと考えております。

今の試験調査、個人企業経済調査をモデルにして試験調査をやっていますけれども、これもコスト的には、今、全国一律で1社お願いしてしまして、あと、県の単位でそれぞれ同じ規模で、5か所で別の会社にやっていただいているのですが、落札金額も、その5か所の地域別にやっているものを見ますと、調査の規模はほとんど同じなのですけれども、最大で2倍ぐらいのコストの開きがありまして、この辺りが実際に結果としてどう出てくるのか出てこないだとか、あるいはどういう工夫をされたかとか、その辺は試験調査の実施状況、また、実際に請け負っていただいた会社のお話なども聞きながら、どういうところで統計調査の精度を確保しながら創意工夫がしていただけるのか。それは、これから考えていきたいと思っています。

それから、2つ目の御質問ですが、確かに民間開放の判断は各地方公共団体に委ねる形になりますけれども、先ほどの計画の説明の中でも、それは促進することを国としても検討するということを考えておりまして、いろいろ情報提供したり、いろいろな形で国としても地方公共団体の方にアプローチはしてまいりたいと考えています。

斉藤部会長 どうぞ。

高橋専門委員 今の点なのですけれども、地方が民間にやろうというときは、上から言われたからやるのではなくて、こういうことでやれば地方にとってインセンティブが、メリットがあるからということやる自治体が出てくるとは思いますが、こういったメリット

がありますということがはっきり明示的にわかるのだったらやるのでしょうかけれども、その一方で、本当にやって質的な面で大丈夫かなと不安感を持っているのは、よほどのメリットがないと、実際、自らやろうとはなかなかしないのではないかという気がするのです。

ですから、その辺をもう少しわかりやすいような形で、地方がやるだろうと、上から言っているから地方がやるだろうだけでは本当にやるかどうか、単なるお金が安くなるからということではどうしても地方としては質の面が不安ですから、なかなかできないかもしれないので、その辺はどうお考えでしょうか。

飯島課長 御指摘の点、そのとおりだと思います。私どもの方も、現時点で、まだ地方公共団体の御意見を十分にお聞きできていないので、更に各地方によっても、また状況・実情が違うのではないかと考えております。それは、これからよく御意見を伺いたいと思っておりますが、現時点で考えられるメリットとしては、先ほども佐々木先生の方からお話がありましたけれども、調査員の確保がいろいろ各地方自治体で御苦労されているというような状況もございますので、そういう調査員確保を民間の方で代わりにやってもらえるというメリットは1つあるかと思えます。

それ以外にも、今、職員の方で事務をしていただいている業務をある程度まとめた形で民間の方に出すということで、各地方で厳しい行財政改革が進められている中で、各省のいろいろな指定統計調査の事務が地方に集中して委託されているという状況の中で、各地方の業務内容を必要な方に、重要なところに重点化・効率化していくというような形は考えられるのではないかと考えています。

それから、自治体自体のメリットではないと思いますが、地方別に民間委託をすることで、ある意味、各地方の経済の方の活性化にもつながっていくということもあるのではないかと考えております。

以上です。

齊藤部会長 どうぞ。

椿専門委員 力量のある調査員の方を確保するという形で、新しい道を開くという御説明なんですけれども、基本的に今日、いろんな資料で、調査員の方々に対する報酬とかインセンティブというような形で御提案をいただいたわけなんですけれども、私の認識が間違っているかもしれませんけれども、むしろ、これは民間の調査会社に委託した場合の調査員のコストというのは、基本的には現在の調査員の方々よりは一般的には高くなるというのが常識ではないかと思えます。

現在の調査員調査というものは、ある意味で、非常にコミュニティーといいますか、共同体の中の非常にボランタリーな精神の中でやっていただいている方というのを相当集めていらっしゃるって、しかも、むしろコスト的なインセンティブよりは、例えば長年の努力を表彰するというような県知事の表彰とか大臣の表彰とか、そういうもので何とか支えてきていた制度ではないかと考えている部分があります。

一方で、今、力量のある調査機関、いわゆる、最近、ISOの制度や何かいろいろ4

月に発効しましたけれども、日本でおよそ 140 調査機関ぐらいがその種の力量のある調査機関としての認証を取っていきこうというふうに活動しているというふうに伺っていますけれども、そういう機関からしますと、ビジネスチャンスはむしろマーケティングですとか、あるいは医療機関とか医薬品関係の方がやる調査の受託とかという、かなりコストもかかって、しかも利益が出せる部分に行きたいから、そういう力量とかそれなりの質を確保しようとしているということで、この調査員調査というものの中で、その種の方をきちっと民間で出す場合に、やはり今までとはまた別の意味でのインセンティブとかそういうものは要求されるのではないかというのが、私の素朴な危惧なのです。

飯島課長 御指摘のようなお話も、いろいろお伺いしております、実際、どのくらいの調査員の報酬が妥当なのかというのは、私どもの方も現時点で余り十分な情報はないのですけれども、1つは、現在やっております試験調査。これは先ほども申しましたが、当初想定していた経費よりはかなり安い経費で落札されたところなどもございますので、そういったところの状況をよく見ながら考えていきたいと思っております。

確かに、コスト以外のいろいろなインセンティブ、トータルとして調査員の方に御協力いただいているような仕組みというのもございますので、そういうものも生かせるところは生かせる形で検討できないかということは、現在、考えております。今後、更にそういった御指摘につきまして、あるいは試験調査の状況などを踏まえながら考えてまいりたいと思っております。

斉藤部会長 時間がまいりましたので、引頭さんよろしゅうございますか。

どうぞ。

引頭専門委員 1つだけ疑問があるのですけれども、今回、科学技術研究調査の方を、国直轄なら入札にできるということだったのですが、入札のときの条件というのはどういうお考えですか。今の議論で、いろいろな地方のメリットであるとか、民間のメリットであるとか、いろいろ考えなければいけないという中での最初の民間開放になるわけですけれども、どういう入札にされるのでしょうか。

飯島課長 入札は、単純な価格競争ということではなくて、ある程度、いろいろなアイデアもいただく形での総合評価での入札を考えております。

今、私どもの方で職員が直接やっていますけれども、ある程度、民間で工夫していただけるような余地をつくりながら、入札の条件をこれから考えていきたいと思っております。

引頭専門委員 わかりました。

斉藤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

小幡部会長代理 今の科学技術研究調査ですが、公共サービス改革法に基づくところの入札を考えていらっしゃるということによろしいですか。

飯島課長 はい。今のところ、そういうことで考えております。

斉藤部会長 民間開放の方向はやるということ。ただ、主体が地方公共団体に下りてい

きますので、やはり地方公共団体が御省の方でお考えのとおり、本当にちゃんと受けてくれるか、その辺はまたいろいろ問題があると思いますので、その辺は是非事情聴取をされて、本当にうまくいくかどうか、よく御検討を進めていただきたいと思います。本日は、大変ありがとうございました。

(統計センター関係者席へ移動)

斉藤部会長 総務省の統計センターの民間開放の検討状況について、ヒアリングを行いたいと思います。

本日の御説明は、総務省統計局の田口総務課長からお願いいたします。20分ぐらいで御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

田口総務課長 本日は、お招きいただきまして、どうもありがとうございます。統計局の総務課長をしております、田口でございます。よろしく申し上げます。

早速でございますが、お手元に資料2「統計センターが実施している業務について」のペーパーがございます。これに沿って御説明を申し上げたいと存じます。

統計センターの前身は統計局の製表部ということで、もともと統計局の一部を占めていたわけでございます。1984年の総務庁設置に伴って、このときに総務庁の施設等機関という形で統計局から離れて、いわば統計局と対等独立の格好になりました。さらに平成15年4月から独立行政法人ということで現在のようになっているわけでございます。

統計センターに対しましては、主務大臣の方で、現在15年度から5年間ということで19年度までの中期目標を策定しております。

これに基づきまして、統計センターの方で中期計画を策定して業務運営を行っておるわけでございますけれども、これも19年度まででございますので、19年度には統計センターの業務、あるいは組織等の在り方の全般について見直しをする必要があるという状況になってございます。

また、製表業務につきましては、統計全体の作成過程の効率化を図る上で重要であるということでございまして、統計局としましては、そのために統計センターに対しまして基本的な方針を示していく必要があるものと考えております。

一方、センターの方はこれを具体化する立場ということになりまして、統計局の方針を踏まえて、民間開放の具体的方策を検討して、実施をしていくという関係になるかと思えます。

こういった観点から、本日、統計センターが実施している業務についての説明を行いたいと存じます。

まず「1. 統計局所管の指定統計調査における製表の位置付け」ということで、ごちゃごちゃと書いてありますけれども、これは本年6月に統計制度改革検討委員会などで示されましたことでございます。国の統計というのは、政策運営、あるいは国民や事業者などが何か物事を決めるといったときに不可欠な情報である、社会の発展を支える情報基盤であるということで、そのために必要な統計を提供することは、政府の基本的な行政サービ

スの1つであるということが指摘されております。

統計局としましては、現在、国の統計のうち特に重要とされる指定統計ということで、13の統計を所管しているわけでございます。その結果は、法定人口やいろいろな景気判断、その他各種の政策判断に必要な指標として用いる、また、地域別ですとか、産業・職業別などの詳細な結果をつくりまして、こういったものがいろいろな政策ニーズやいろんな分析などに用いるといった使われ方をしているところでございます。

現在、こういった統計の作成について、政府として責任を持って確実かつ迅速に行うということでございまして、先ほど申し上げましたように、科学技術研究調査を除きまして、ほとんどの統計局の調査は、地方公共団体を通じて実施しているわけでございます。全国の地方公共団体から提出された調査票は、多いものになりますと国勢調査の5,000万枚を筆頭に、少ないものでも何万といった単位で出てまいるわけでございます。そういった調査票から統計を作成するまでの一連の業務が製表業務でございまして、これについて、現在のところ、独立行政法人である統計センターにおいて統一的に実施をしているということでございます。

次に「2. 製表に求められる品質等」でございまして。

製表業務は、それぞれ一定の期間がございまして。周期調査の5年に一遍のものですと、例えば物によっては調査が実施された年内に速報を出し、1年以内に確定数字を出すといった、少し長めの期間がございましてけれども、そういった期間内。また、毎月実施する経常調査につきましては、ある月の調査については、その月のうちに出したりする場合もございまして、遅くとも次の月には結果を提供するといった期間がそれぞれ定められておりますので、その期間を厳格に守った上でその結果を提供する。

しかも、正確な統計、更にその統計に対する信頼性がございまして、(1)(2)に挙げられているような「正確性」「信頼性」に対する要請があるということでございます。

正確な統計をつくるのはあまりにも当たり前のことではありますけれども、そのためには、1つは分類ということになるかと思っております。

センターの方では「符号格付」といった用語を使っております。さまざまな産業・職業別の結果が必要ということで、調査票の自由記入で書いていただいた内容を判断しまして、これはどの産業に当たる、あるいはこれはこういった職業に当たるといった分類する業務が必要である。これは、やはり可能な限り正確にやらなければならないということで、そういった面での正確性が求められる。

また、審査の問題でございまして。その他いろいろな記入につきまして、調査実施の段階でも調査員ですとか、あるいは地方公共団体においても行われているわけではございませんけれども、最終的には、統計センターがその調査票から統計を作成する際に個別の調査票について審査を行う。

更にそのデータを集計して、結果の数値が出てきた後でも、数値の整合性、妥当性を評価することによりまして、もう一回審査を行う。例えば、特異な値です。これまでのトレ

ンドと違うような異常と思われる数値が出てきた場合に、この数値は一体どういうことによって生じたのか、実態を反映してそういう数値になったのか、あるいは調査票、あるいは集計の段階で何か問題があってそういう数値になってしまったのかということを審査をして、場合によってはその個別の調査票までさかのぼって訂正をすることもあるわけでございます。

最近、調査環境の変化に伴いまして、国民のプライバシー意識の高まりですとかいろいろな事情から、調査票についての記入が不完全な事例が増加しておりまして、製表の段階でどういう正確な統計をつくるかということについては、更に困難さが増している状況でございます。

信頼性の問題でございます。これは、国民や企業の個人情報、機密を含む調査票の情報を取り扱う。また、公表前のデータにつきまして、場合によって市場に影響を与え得るわけでございますので、これについての情報の管理の徹底が必要であるということです。

これは、また情報を扱う機関としては当然ではないかということだろうと思っておりますけれども、国民や市場の信頼を得るためにその管理を徹底しているというところでございます。

「3．統計センターの業務の概要」でございます。統計センターの目的は、ここに書いてあるとおりでございますけれども、製表につきましては、ちょっと飛びますけれども、別紙3に一連の流れが書いてあります。

「調査票の受付・整理」から始まりまして「調査票のデータ入力」「分類符号の格付」「データチェック審査」「結果表の集計・審査」といった一連の段階を経て、個別の調査票を統計という形にまとめるといった流れになっております。

「(2)品質確保の措置」でございます。これは、先ほど申し上げた話の繰り返しになりますけれども、符号格付に関しましては、調査ごとに処理基準をつくります。また、例えば新しい産業などもどんどん出てきたりしますし、職業なども新しいカテゴリーがどんどん出てきますので、そういう変化に対応して、随時基準を改定していかなければならないということで、こういうことを行っております。

個別の統計の集計に当たりましては、当然のことながら厳格な検査を実施しているということでございます。

審査につきましては、やはり先ほども申し上げましたけれども、個別の調査票の段階で調査票全体を見て、ほかの調査項目とつき比べて適否を判断する。

データを集計した段階での審査につきましては、過去との比較、あるいはほかの地域との比較などを見ながら、特異と思われるような数値についてその妥当性を審査するといったことをやっております。

信頼性の確保につきましては、外部との往来を遮断するような管理システムや暗号化等のセキュリティシステム、個々の職員のコンプライアンスの徹底といったことを実施しているところでございます。

最後に「4．統計センター業務の民間開放に向けた課題等」になります。

「（１）品質の確保」は、統計につきましては「正確」である、また調査対象者の情報についてはきちりと守っているということで、そういう信頼も一応得られているのではないかと考えております。

このため、統計数値が間違った場合の影響ということになりますと、大変なことであろうと思っておりますので、品質の維持・向上策につきましては、特に実効のある事前措置、仕様書をどれだけ書くかということになるかと思えますけれども、その仕様書の段階できちり書くといったことですか、あるいは実施中の検証措置が必要ではないかと考えております。

「（２）民間事業者の状況に応じた民間開放の推進」でございます。これは、先ほど御説明しましたような個人企業の秘密調査の際の業者の状況、あるいは統計センターの方で集計を行っている民間事業者の状況について若干いろいろなヒアリングを行っております。今のところ、そんなに大規模な集計を行っている事業者は少ないのではないかとということと、統計局でやっている産業や職業の分類といった経験もちょっと少ないのではないかと思います。

市場調査を行っておりますので、特定商品の分類とか消費者の反応といったことについてはよく行っているようであるということです。あるいは製表に専任で従事するような社員は、比較的人数が少ないといったところが、今までのヒアリングの結果では出てきているところでございます。

ただ、まだ数社聞いている段階なので、民間開放の推進に向けました実情について、更に詳細を把握する必要があるかと考えております。

また、こういった民間企業の状況につきましては、更に実証的な検証が必要と思っております。例えば実際に一定量の製表業務を実施してもらって、それを分析するといったようなことが試験的にできればありがたいのかなといったことを考えております。

最後になりますけれども、独立行政法人として、来年度、中期目標期間が終了ということで、来年度のうちに組織・業務全般の見直しを行って、その後20年度以降どうするかについて検討していくことになっておりますので、その辺につきまして留意する必要があるのかと考えております。

したがいまして、来年度に向けて具体的な統計センターの民間開放の在り方につきまして、どういったことにするかにつきましては、今回、案を示すことができなかったのもので、次回以降、統計局としての案を提示して御意見を伺えればと考えております。

まとまりのない御説明になりましたけれども、以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。

今の御説明ですと、一応、現段階では現実論として民間開放の推進に向けては、もう少しいろいろな実情を検討、把握しないと、そう簡単には案が出るわけではない。なおかつ中期目標の見直しが行われるので、中期業務計画の見直しとの関係をもう少し見たいというお考えということですね。

田口総務課長 統計センターの業務全般について民間開放ということになると、そのような格好になるかと思えます。

ただ、センターの業務を個別にいろいろ分析、分類いたしまして、こういった業務は出せるというものは、個別にはあろうかと考えておりますので、その対応につきましてはもっと積極的にやっていきたいと考えておるところでございます。

斉藤部会長 わかりました。

先生方から、どうぞ御質問や御意見をお願いします。

どうぞ。

小幡部会長代理 独法の方を私もやっておりますので、これは私個人的な単なる感触ですが、統計センターの業務自体の抜本的な見直しというところまで、ひょっとしたら、また来年度に踏み込む可能性があるのかもしれないなと思えます。そうすると、今どこまで民間開放を個別に進めるかは、スケジュール的に確かに難しいですね。

ただ、やはりおっしゃるようにデータ入力でありますとか格付とか、個別と言いましても、かなりブロック的に出せるものは少なくともあるのだろうなという感じがいたしまして、そこら辺はスケジュールの調整の問題だろうと思えます。

例えば、ブロック別にデータ入力とか格付とかをした場合に、現実にどのぐらいの予算、人員が削減されるかという辺りのシミュレーションは、少なくとももうなさっているのでしょうか。ちょっとお伺いしたいのです。

田口総務課長 統計局というか、統計センターの予算につきまして、統計センター交付金という形で国から一括して出すということは、御承知のとおりだと思います。

個別の業務につきましては、例えばその調査ごとに何人日とかといった形で投入される投入量もでございます。具体的にどういう調査でどういう業務に何人日使っているといったことについては、統計センターの方で分析をします。それで実際の業務を行う際に、できるだけ効率化を図りながら、この調査のこういう業務にはどのぐらい人を投入しようといったやり方で仕事を進めておりますので、そういう分析はできていると思っております。

平野課長 ちょっと補足させていただきますと、人員もしくは予算がどれだけ削減されるかということになりますと、民間事業者の方をお願いした場合に、私どもの方で検証と申しますか、監督することを含めて、トータルコストがどのぐらいになるかということが、現時点ではわかりません。そこは何らかの形で民間事業者にそうしたことをお願いして、そういったコストとか能力といったものを検証しなければ、実際の効果は出すことはできないと考えております。

小幡部会長代理 ちょっとお伺いしたいのですが、統計局さんのものは統計センターで全部処理なさっていると思えますが、ほかの各省がやっている統計などで、必ずしも製表の業務を統計センターに頼んでいないものはありますか。

田口総務課長 それは、逆に各省の統計で統計センターが受けているものの方がそんなに多くはないということで、今、30前後について統計センターが受託をしてやっている

いうことでございます。

小幡部会長代理 そうすると、それは運営費交付金の中ではなくてですか。

田口総務課長 従来からやっていたものについては、運営費交付金の中に入って、その分も運営費交付金として予算を計上して交付しているということでございます。

小幡部会長代理 そうすると、新たに国の中でもほかの省からの受託という場合は、委託費をもらっているのですか。

田口総務課長 それは個別に委託費をもらうという形になります。

小幡部会長代理 ですから、その場合に統計センターに頼むお金と、例えばほかの民間で頼むお金というのは、当然比べようと思えば比べられるわけですね。それは各省の御判断の話だと思いますが、実はそういう形で比較ができていないのではないかという感じがちょっとしたので質問したわけです。

斉藤部会長 何かありませんか。

妙な質問をしていいですか。独法の見直しが行われるのだと聞いていますが、このセンター自体がそのまま民間会社になるということは考えられないのですか。何を言っているかという、この仕事は公務員でなければいけないのですか。

つまり、皆さんのセンターが株式会社化してしまって、いわゆるマネージメント・バイアウト的に、その機能と能力を持ったまま民間会社になって、ほかの省のデータも商売として争って取りに行く。それから、民間がやっているようなものでも、私たちはこんなデータのプロ会社だから、もっとちゃんとした技術もあるし経験もあるぞといって取ってしまう。よその民間に委託するとかということではなくて、センターそのものが民間化してしまうということはどうなのでしょう。

田口総務課長 実は、さきに統計センターの業務の今後の在り方についてということで、外部の有識者の方に集まっていたいて研究会を開いたのですが、そこでも同じような議論が出ました。

それに対して、民営化という形で積極的にやっていくべきではないかという意見と、そうはいつでもやはり公的な部門といいますか、言ってみれば利潤追求ということではなく今までやってきているわけですし、それは単純な既得権には当たらないのではないかという両方の意見が出ました。意見としては両方あり得ると思っ、議論の成り行きを伺っていたところなんです。

今までのところは、統計センターにつきましては、集計部門を独立させたというところがございまして、これが民間企業としてそういうことをやるのに、この部門だけで成り立っていくのかについては、ちょっと大丈夫かなという気がするのが率直なところでございます。

斉藤部会長 どうぞ。

廣松専門委員 今の御意見と関連して、少なくとも現時点では統計法上、結果表は統計審議会の審議を経て決まるわけです。統計センターが、独自の、いわば好きな集計表をつ

くれるわけではないわけですね。そこが統計センターの民間開放と言いつつ、大変悩ましい。したがって、別紙3の幾つかのブロックを外に出すということにならざるを得ない。統計審議会で審議され、統計法第7条の承認を得た結果表を最終的な成果物として出すということになっているのですから、そこが縛られているわけです。

それが今、部会長がおっしゃったとおり、もし民営化をしてもう少し自由度があるような体制ができれば、統計センターの生きる道としても別の方法が考えられるのではないかと思うのです。それは、もちろん統計法の改正やその運用等もっと大きな問題と絡みますけれども、そういうことに関してはいかがでしょうか。

田口総務課長 廣松先生がおっしゃるように、現在、結果については統計審議会で決められた様式に従って出す。そのほかの集計というのは、目的外使用ということになりまして、いちいち承認をとらなければいけない格好になっております。

ただ、ひとつに統計改革の中で統計データの二次的利用の推進といったこともうたわれておまして、こういったものが制度としてできてくると、現在保有しているデータを二次的利用という格好で、当初の集計とは別に新しい集計をして、それも需要があることが前提になるかと思えますけれども、そういった需要が出てくるのかどうか。そういった場合には、それに答え得るような体制ができればということでございます。

現在のところはかなり自由度は少ないのですけれども、今、進められている統計改革の議論の結論いかんによっては、そういうデータの利用について自由度が増していくのではないかということについては、ある意味期待をしているところでございます。

斉藤部会長 どうぞ。

椿専門委員 2点ほどお聞きしたいのですけれども、別紙3です。統計センターの業務からすると、基本的にはかなり人手をかけてやらざるを得ない部分というのは、格付業務とか審査業務に当たる部分です。先ほどの御説明ですと、ここの質の確保という形に関して、例えば格付ですと100%要求することになっているわけです。

ただ、ある意味で質のマネジメントという観点からすると、例えば不良はゼロであるとかというものの前提では、非常に科学的な議論ができないのではないかという危惧を感じています。

一方で、このプロセスがなくなった場合とあった場合で、一体どれぐらいの要求精度に対して影響があるかという定量的な把握がされているかどうか。

もう一つ、今日の最初の方に書いてありましたけれども、この統計の質という場合には、最終的にある種の税の分配とかいろいろな政策行為というものがあるわけです。そもそもどれぐらい統計の数字の質が落ちることによってここに影響を与えるか。どちらかというところ、統計に関しては要求精度といわれている数字が、始めにいろいろな地域別の表章ではこれぐらい、あるいは全国の表章ではこれぐらいということがあるわけです。そもそもその精度が狂うことがどういう影響があるかということが余り見えていないので、そのためにむしろその質をどこに担保するか、それが絶対に正確であるということ、無誤謬という方に

出てきて、逆にどのぐらいのマネージメントをするか、適切であるかというコスト削減のところにかかわる議論が非常にしにくい印象を持っているのです。

やはり、非常にデータでお金をかけて取ることに對して、精度を本当に要求してこの精度が出なければ、企業の場合非常にいろいろなものを申請することができなくなるとか、そういういろんな形でデータを取っている部分もあれば、あるいは介護保険の一次認定のように、アルゴリズム的に人工知能的に一次判定はするけれども、二次判定で、人手で審査をして、±1のずれをやっているところにもものすごいお金をかけている部分もある。それをしないときちっと介護のお金をもらえるかももらえないかが決まってくるという部分もあるので、そうやって官庁統計をこういう形できちっと審査してつくり上げていくことが、どういう意義があるかということ、もう少し審査とか格付という観点の中で明確にしていだけないかという気がするのです。

田口総務課長 私も統計学とかといった方は全然専門ではないので、お答えできるかどうか分からないのですけれども、国勢調査は全数調査なので別ですけれども、大抵の調査は標本調査ということです。ある程度標本誤差とかといった部分はあるというのが前提になっているのが統計だと思えるのですけれども、こういう集計の段階のエラーチェックといった部分については、今まで理論的には出てきていないような部分なので、ここについて誤差がどれだけあればいいというような研究も、多分余りこれまでなかったのではないかと思います。そうすると、実務としてはやはりこれはできるだけゼロに近づける。ただ、当然のことながら、予算とか人員の制約もございますし、あといつまでに出すという期間的な制約もございます。特に経常調査については、その期間的な制約が非常に強いので、例えば消費者物価指数ですと、東京都の数字で中旬の数値を月末には公表しなければいけないという制約があって、最初に結果が出るまで2～3日ぐらいでまず数字を出して、それからチェックをもう数日しかかけられないという状況の中で行っていくわけでございます。その中でできるだけゼロを目指すということで、今、制約として一番大きいのは期間的な制約があるのかと思っております。そういった中で、やはり理論的にどのぐらいがいいかという御説明は、ちょっと私は不勉強で申し訳ございませんけれども、実務的にはできるだけゼロに近づけるということでございます。

齊藤部会長 どうぞ。

高橋専門委員 センターさんが完全な民間会社であれば、当然効率とか経費削減とかは考えると思うのです。

例えば、私もシンクタンクにおりますけれども、シンクタンクですら収益を上げていくためにはどうすればいいかということ、外部のコンサルティングに依頼して、中身をいろいろ調べてもらったことがあるのです。やはりそういった気持ちというのは、統計センターさんに限らず、独法さんにもこれから必要ではないかと思うのです。

これまでお話をお聞きして、やはりこの符号格付のところにもものすごく時間がかかるということはよくわかります。これは、与えられたところでやっておられることは非常によ

いのですが、例えば家計調査でいうと、それこそ家計簿を付けてもらいますから、これをいちいちやるのはものすごく大変だということであれば、やはり家計調査そのものに対してこういった問題、不満があるんだ、記入者もこういった問題があるんだということをやったり常に出す。これは統計局の家計調査担当の方で、こういった情報は出していらっしやると思いますけれども、そこで今度は立案といたしまししょうか、変えていくためにそういったことを出す。どうすればこういった符号の問題なくして今の家計調査がもっと効率的にできるかということを中心に考えていくことが必要で、それがまた統計審議会の方で家計調査を変えていく方向に行くのが必要なのです。そういったことを考えていらっしやるのでしょうけれども、なかなかそういったインセンティブがどこまで働いていらっしやるのか。今ある仕事が大変だ大変だということだけでいくと、なかなか今後を考えても難しいのかという感じがします。

私、まだまだ符号格付に関しては、こうすればもっとコストが削減できるということはいっぱいあるのではないかと思います。私どもは実際問題、やはり統計を受託してやっています、かつて省庁がやっていたものを私ども民間に受託したことによって、やはりものすごく効率がよくなった。例えば、私どもある生産・在庫統計をやっていますけれども、過去の省庁の方は統計の整合性は目で追っていた。私どもは、システム化することによって、過去との数字がぱっと見えるようになったということもあります。

ですから、民間はそういったことを常に工夫してやりますので、そういったインセンティブを是非、統計センターさんの方も働くようにお願いしたいと思います。

田口総務課長 ありがとうございます。

自分たちの業務については、やはり過去こうやっていたというところがどうしてもありがちなこともございます。統計データは共通的に、独立行政法人については、予算はだんだん合理化していった減らしていきなさいよとか、あるいは人員についても5年で5%といったような外からのそういうチェックもあるかと思います。

また、ただいま例に挙げられておられました家計調査は、家計調査自体イノベーションが必要ではないかという問題意識を持っておりまして、では実際どうやったらいいのかということで、実は統計局ともども非常に頭を悩ませているところではございます。どういうふうにやれば、記入者の負担を軽減し、結果も安定的に出るようになるのかといった観点も含めて、イノベーションについて今いろいろ考えているところでございます。

また、センターのこういう業務について減量・効率化といった観点もございますし、こういう場でチェックしていただいて、それで民間開放を進めるということも非常に貴重な機会だと思っております。当事者にとってはかなり厳しいことであろうかと思っておりますけれども、そういったことも含めてセンターの業務を更に効率化を進めていくために、非常に貴重なことではないかと考えております。

斉藤部会長 どうぞ。

佐々木専門委員 統計センターの方で、国の統計ということで交付されるのですけれど

も、調査に協力いただいた方々は、自分が調査をした結果がどう返ってくるのかをきちっとフォローといいたいでしょうか、説明をしないと、これだけの税金がどうかかっているのか、あるいはそれがどう生かされているのかがわかって、初めて次の調査の協力をまたつなげるということだと思っております。

そういうことで、先ほど統計の二次的利用ということもございましたけれども、そういった形での、やはり小地域での統計集計ということも確かに求められております。その辺のところ以前は、こういった行革思想の言葉や独法になるという言葉が出たときに、これから各都道府県また市町村、小地域の部分の統計の集計も私どもが請け負います、もっともっと注文を取りに行きますからということをお聞きしたと思うのです。先ほど部会長がおっしゃった、センターそのものが企業になったらどうですかというのがありましたが、そういった気持ちがあったのかなというか、そういうのがどんどん押し寄せてくるのかとはちょっと思いました。

その辺はちょっとなかったみたいですが、統計そのものの集計につきましても、地方、市町村、言葉悪いですが、調査いただいた方に、この地域はどうですよということが必要ということもございしますので、その辺のところを視点に入れた業務を何らかの設計ができないかと思えます。

そうしませんと、先ほどの調査員業務ではないですが、実際、都道府県、単に調査員業務ではなくて、それも含めた地方の集計も一緒にしていただけたところを探そうではないかという動きにもなっていくのではないかと思っております。

以上です。

田口総務課長 公表の関係ですと、むしろセンターではなく局の方の話になろうかと思えます。統計局において公表をするときに、いかにして貴重な国民の協力をいただいて調査を行って、その結果を統計としてまとめて公表するというところでございしますので、公表の在り方については、局の方でいろいろと考えていきたいと思えます。

また、もう一つのお話の小地域統計などでございしますが、これは例えば国勢調査などが行われますと、通常の集計ですと市区町村レベルまでの集計を決められた様式に従って行うわけでございます。またそのほか、別途それぞれの自治体の御要望に応じて、更に詳細な集計を行う場合もございします。それにつきましては、センターが行っている場合もございしますので、もっと先だろうと思えますけれども、今後、自治体といったところとよく相談して、地域的な利用についてももうちょっと広げていくような格好で努力できればと考えておるところでございします。

引頭専門委員 先ほど、椿専門委員や高橋専門委員がおっしゃられた点に私も大変賛同しているのですが、もしできれば、1点だけお願いです。

符号格付は審査のところ非常に力のあるところだと統計センターさんはおっしゃっているわけですが、その中の特に符号格付のところ、実際何も手を加えなかったとしたら大体エラー率がどれぐらいなのかとか、あるいは統計の種類ごとによって差があるのか。

もし差があるとすれば、それは最初の統計の設計に何か問題があったのかもしれませんが、そうではなかったかもしれない。

私は、統計審議会の委員をやっておりますが、これまで統計センターさんからのフィードバックというのは議論になっていなかったような印象を持っています。問題意識は強くお持ちであるとは認識していますが、それがあまり表に出されていなかっただけなのかと私は思っております。

もしできれば、この機会にその辺りも明らかになると、議論の参考になるのではないかと思っております。

田口総務課長 どのくらい修正したとか、そういうのは多分まとめているかとは思いますが、それは持ち帰らせていただきたいと思えます。

斉藤部会長 それでは、ちょうど時間がまいりましたので、民間開放というのは、観念的な言葉で飛びかっけてしまっているのですけれども、基本は統計データというのは、国家的にも非常に重要なものである。それはよその国を見てもそうですし、戦略的なものだと思いますし、その辺の重要性だとか正確性ですとか信頼性というのは、当然なんだと思うのです。

民間と官の1つの違いというのは、私、官というのはよくわからないのですけれども、民間から見ると、やはりパニッシュがあるのです。失敗したり、間違ったり不正をやれば厳しいパニッシュが来る。今だんだん日本も変わってきて、そのパニッシュは非常にきつい。例えば会社がつぶれ、職をなくすという形で、厳しいパニッシュが来るために、常に非常に緊張感があるということがあります。総務省ではありませんけれども、他省の方でいろいろミスが起こると、民間だったら倒産するのです。需要が来ませんから、お客さんが来ませんからね。そうすると、倒産が怖いから、緊張してより正しいことをやろうと民間では動いている。官には官のモラルというのもあるし、使命感もあるということもよくわかっております。

その辺を、どううまくマージして効率性のいい、そして質のいいデータをつくっていくかということが我々のテーマなのだと思います。またいろいろ民間開放推進に向けて御検討をいただきたいと思えます。

それでは、統計センターのヒアリングはこれで終わりにさせていただきます。大変ありがとうございました。

それでは、本日の統計部会はこれで終了させていただきます。本日のヒアリングを受けて、御質問しておきたい点とか議論が十分でなかったという点がございましたら、事務局の方に御連絡をくださるようお願いいたします。

事務局から何か御連絡ありましたらお願いいたします。

熊埜御堂参事官 今後のヒアリングの予定でございますが、本日の統計センターの話が次回まででけりがつくかどうか若干微妙でございますが、一応事務局の予定としては、10月12日、11月1日の2回に分けて、総務省以外の各府省の指定統計調査を中心とい

たします統計調査関連業務に関するヒアリングを行いたいと考えております。

ヒアリング事項の案は、専門委員の皆様方に既に配付しているところでございますが、各府省所管の指定統計調査の概要、民間開放の現状、民間開放についての検討状況を中心に行いたいと考えております。何か本日までの部会の議論も踏まえまして御意見がありましたら、今週中にお願いたします。

このように進めさせていただきますので、よろしく願いたします。

以上です。

斉藤部会長 ありがとうございます。

次回は10月3日13時30分から開催いたしますので、よろしく願いたします。ありがとうございました。